

会津若松市議会 予算決算委員会 第1分科会 中間報告 ～所管事務調査の取組内容報告～ (令和5年8月～令和7年6月)



令和7年6月18日

委員長	古川雄一
副委員長	高橋義人
委員	桙屋奈津子
委員	原田俊広
委員	松崎新
委員	成田芳雄

【目次】

1	調査している政策課題	1
2	政策課題ごとの調査研究報告	2
	調査事項1 財政健全化	2
	(1) 財政分析	2
	(2) 公共施設マネジメント	6
	調査事項2 住民自治	10
	(1) 自治基本条例と地域内分権	10
	(2) 公共交通	14
	調査事項3 ICTと未来社会	18
	調査事項4 まちの拠点	22
	(参考) 取組経過一覧	25

1. 調査している政策課題

調査事項1 財政健全化

持続可能な財政運営の推進の観点から、財政健全化については、本市の「財政分析」や「公共施設マネジメント」の取組について調査

調査事項2 住民自治

「自治基本条例と地域内分権」をテーマに、住民主体の地域づくり組織への支援や、「地域公共交通」を切り口にした研究を行っており、まちづくりと地域公共交通のあるべき姿を調査

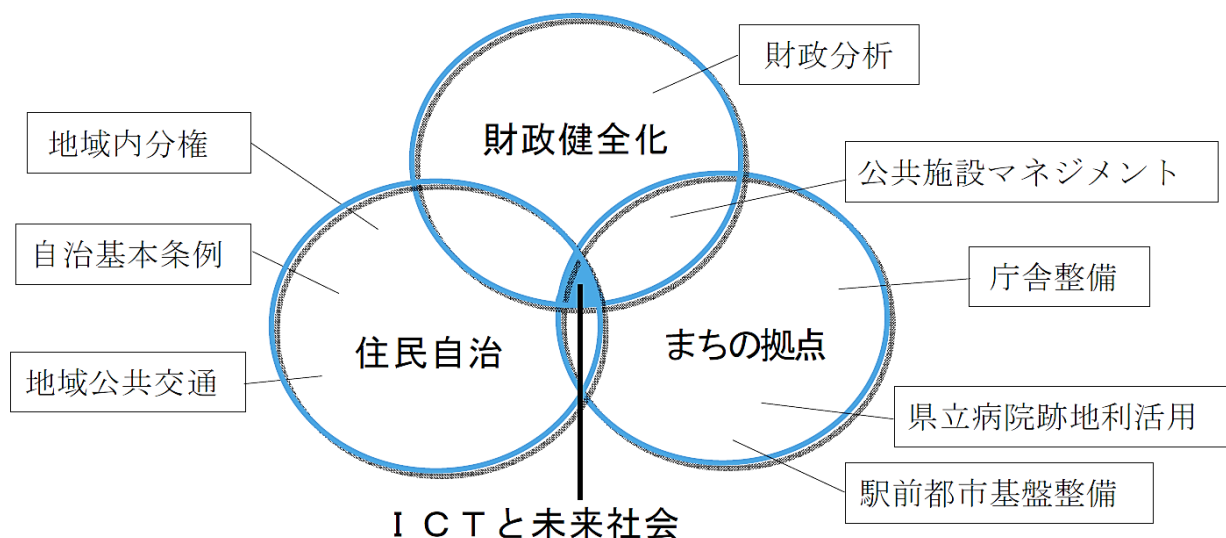
調査事項3 ICTと未来社会

スマートシティなどのICTを活用した取組が市民の役に立つものとなっているのか、市民福祉の向上につながるデジタル化について調査

調査事項4 まちの拠点

庁舎整備や県立病院跡地などのまちの拠点整備について、計画性や財政負担の面から調査

(調査事項のイメージ図)



2. 政策課題ごとの調査研究報告

調査事項1—(1)

財政健全化（財政分析）

① 課題認識と調査概要

本市は平成 15 年度に危機的な財政状況に直面し、行財政再建プログラムを策定することとなりました。当時の議会と市民との意見交換会においても大型事業等の優先順位の見直し要請や市債残高への不安、本市財政の持続可能性への疑問など、市の厳しい財政状況を不安視する意見が数多く寄せられました。

こうした市民意見を受けて、議会の視点や尺度で財政状況の解明・説明に努めていく必要があるため、平成 21 年度から、予算決算委員会第 1 分科会（当時は政策討論会第 1 分科会）において本市財政の持続可能性をテーマに財政健全化等の調査研究を行っています。

当分科会では、毎年、財政分析の資料を作成するとともに、専門的な講師を招いてセミナーを開催し、得られた知見を質疑に生かすなど、予算審査や決算審査をととした政策サイクルにより、本市財政の持続可能性の分析や評価を継続して行ってきました。

② 調査研究のまとめ

これまでのセミナーを通して、災害時における財政調整基金の重要性について理解を深めており、当分科会では予算審査、決算審査の際に市に対し、災害等の緊急時にも対応できるような財政運営を求めてきました。令和 5 年 9 月定例会議における令和 4 年度決算審査の際には、コロナ禍においても国の地方創生臨時交付金や財政調整基金を活用しながら、健全な財政運営が図られていることを精査したところです。

また、令和 4 年度から実質公債費比率を重視した市債管理を行っていますが、令和 6 年 9 月定例会議における令和 5 年度決算審査の際には、公債費負担適正化計画で見込んだとおりに公債費を適正に管理できていることを確認しました。

一方で、今後、物価高騰や借入金利の上昇による負担の増加や、会津若松地方広域市町村圏整備組合の負担金が増額することが見込まれており、令和 7 年 2 月定例会議の質疑においても、令和 11 年度の実質公債費比率は 6.4%と推計しており、目標としている 6%程度を維持していくことが大変な状況であるとの認識が示されたところです。

また、当分科会と同じ委員で構成する総務委員会では、令和 6 年 12 月定例会議に提出された入湯税の税率を引き上げるための「会津若松市税条例の一部を改正する条例」について、財政健全化の観点から附帯決議を提案し、本会議において全会一致で可決されました。附帯決議では、入湯税を原資とする会津若松市温泉地域活性化基金を充当する事業については目的を明確にし、事業内容や事業費を精査するなど、その実施にあたっては慎重に運用するよう求めたところです。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

財政セミナーにおいて一橋大学の辻教授から助言があったとおり、今後、インフラ更新費用の増大が見込まれることから、投資的経費の推移や財政調整基金の残高に着目する必要がある、当分科会でも継続して予算審査・決算審査における政策サイクルの中で中期財政見通し等を踏まえて、実質公債費比率と投資的経費とのバランスや財政調整基金の推移等を確認するなど、本市財政を評価していく必要があります。

今後も国の地方財政計画を注視し、市総合計画や個別計画、事務事業について精査するとともに、会津若松地方広域市町村圏整備組合の負担金も含めて、大規模な事業については、後年度負担の平準化を求めている必要があります。

さらに、様々な財政指標から本市財政を評価するため、専門的知見を活用した定点チェックを継続しながら、本市財政の持続可能性の分析や調査を行うべきであると考えます。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における主な質疑内容

令和5年9月 令和4年度の決算審査

質疑 令和4年度決算の財政状況と今後の財政運営を伺います。

【市の回答】令和4年度決算については、実質単年度収支が黒字となったことや実質公債費比率が目標とする6%程度以下となったことなど、財政指標を含めて財政状況は悪くはないと考えていますが、類似団体や県内12市と比べると財政調整基金の残高は少なく、また、実質公債費比率の値は高い状況にあります。今後、庁舎整備に係る事業費や会津若松地方広域市町村圏整備組合の廃棄物処理施設整備に係る負担金の増大が見込まれます。令和3年度及び令和4年度の決算剰余金で措置した減債基金を市債の償還財源に充てていくなど、財源を確保しながら財政運営を行っていきます。

令和6年1月 財政セミナーの開催

専門的な見識を深めるため、一橋大学 大学院法学研究科の辻琢也教授を講師に迎え、国と地方との関係からみる令和6年度の地方財政に関する考え方や、本市の財政分析についてご講演いただきました。



【講演内容のポイント】

- ◎近年の本市の財政状況はおおむね健全な状態である。
- ◎基本として着目すべきは地方税であり、市民税と固定資産税の動向に注目する必要がある。固定資産税は全国的な傾向として今後伸びないが、本市の場合、個人市

民税は堅調に維持している。法人市民税も奇跡的に堅調に維持しているが、今後、まちづくりがコンパクト化していく中で、適正な税収をいかに確保していけるかが課題となる。

◎義務的経費比率の推移を見ると、本市は国の地方財政計画とほぼ連動した割合で推移している。また、投資的経費は抑えられてきたが、今後、全国的にインフラの更新費用の増額が見込まれ、本市においても下水道等の更新経費がかかると見込まれる。本市は交付税を活用しながら費用対効果の高い事業を行っているという印象であるが、今後、人口が減少している中で、現状を維持していくためには工夫しながら財政運営をしていく必要がある。

令和6年2月 予算審査

質疑 令和6年度の予算編成と今後の財政見込みを伺います。

【市の回答】中期財政見通しと令和6年度の当初予算を比較すると、ほぼ見込み通りとなっています。令和7年度以降については、国の動向や物価高騰などの社会情勢や会津若松地方広域市町村圏整備組合に対する負担金の状況を踏まえながら、本市で予定されている大型事業を着実に進められるよう、毎年度、中期財政見通しを策定し、財政運営を行っていきます。

令和6年9月 令和5年度の決算審査

質疑 公債費負担適正化計画に基づく令和5年度の財政運営について伺います。

【市の回答】令和5年度は公債費負担適正化計画で見込んだとおり、公債費を適正に管理することができていると考えています。現在、令和7年度予算に向けて新たな公債費負担適正化計画を策定中ですが、今後、借入金利の上昇による負担も大きくなると予想され、厳しい財政運営が見込まれるため、その影響を含め、しっかりと見通しを立てていく考えです。

（参考）令和6年12月審査 総務委員会提案による附帯決議

「会津若松市税条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議の要旨

目的税である入湯税については、幅広く使えるものではなく、財政規律を堅持し、事業を進めるためには、入湯税を原資とする会津若松市温泉地域活性化基金を当初の目的以外に使うことがあってはならない。また、入湯税の特例措置の延長を前提に運用するのではなく、設定した10年間で事業が執行されるよう、明確に運用すべきである。

よって、会津若松市温泉地域景観創造ビジョンアクションプランに定める事業において、入湯税を原資とする会津若松市温泉地域活性化基金を充当する事業については、目的を明確にし、事業内容や事業費を精査するなど、その実施にあたっては慎重に運用していくよう求めるものである。

令和 7 年 1 月 財政に関するセミナーの開催

専門的な見識を深めるため、一橋大学 大学院法学研究科の辻琢也教授を講師に迎え、国と地方との関係からみる令和 7 年度の地方財政に関する考え方や、地方自治体の財政分析についてご講演いただきました。



【講演内容のポイント】

- ◎物価高騰を背景に地方税収や国税が好調であったため、臨時財政対策債は平成 13 年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなった。
- ◎国の地方財政対策の中で近年一番重宝しやすいのが、緊急防災・減債事業債（いわゆる緊防債）である。令和 7 年度は対象事業がさらに拡充される。緊防債は、過疎債に匹敵するくらい有利な起債であり、これをうまく活用できるかどうかが各自治体の腕の見せ所となる。
- ◎物価高騰を背景に市税額の推移は近年増額しているが、全国的にはピーク時の額に戻っている自治体が多く、今後、本市もピーク時の市税額に戻るかどうか推移を見ていく必要がある。
- ◎投資的経費の動向について注視する必要がある。
- ◎経常収支比率は少しずつ上昇する傾向は全国的に今後も続くと思込まれる。
- ◎本市の財政調整基金はやっと一定程度の額が積めるようになっている。
- ◎ふるさと納税の受入寄附金額は全国的に増額している。ふるさと納税による受入金額の約 5 割は自治体の収入となり、一般財源として自由に使えるため、非常に有利な自治体財源となっている。ふるさと納税を積極的に進めている自治体とそうではない自治体で大きく差がついている状況にある。

令和 7 年 2 月 予算審査

質疑

実質公債費比率の将来推計における会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金の増額の影響について伺います。

【市の回答】会津若松地方広域市町村圏整備組合が建設している新ごみ焼却施設に関する多額な費用の支払いが令和 7 年度にあり、令和 11 年度からその償還が始まるため、負担金も増額します。令和 7 年度の実質公債費比率の 3 か年平均は 6 % 以内に収まっていますが、令和 11 年度は 6.4 % と推計しており、目標としている 6 % 程度を維持していくことが大変な状況であると認識しています。今後、マテリアルリサイクル推進施設や消防施設の整備等の負担も想定されるため、長期的な事業の把握に努め、負担金の平準化については当該組合と協議していく考えです。

① 課題認識と調査概要

現在、本市の公共施設の多くが老朽化しており、施設の建替えには多額の費用がかかりますが、人口減少などにより今後も厳しい財政状況が見込まれます。そのため、財政健全化の観点から、公共施設を総合的に効率良く整備、有効活用していく公共施設マネジメントの取組を調査研究しています。

また、市有財産である「土地」についても着目しており、行政財産の庁内での統一的な管理運営の在り方や底地の整理について、執行機関の取組を質してきました。土地は貴重な市有財産であるとの認識のもと、市有財産の有効活用について、調査研究を進めています。

② 調査研究のまとめ

当分科会では、本市の公共施設の約4割を占める学校施設について、個別計画の策定を求めてきた経過にあり、令和6年7月には岩手県盛岡市において教育委員会関連の施設を含めた公共施設マネジメントの取組に関する先進地調査を実施しました。盛岡市では、教育委員会の関連施設の取組の遅れが目立っていたことから、公共施設マネジメントの重点的な取組事項として、小・中学校校舎安全対策の早期実施や、小・中学校におけるプール施設の在り方の見直し、民間活力の導入による効果的な整備手法の検討、複数施設の複合化を追加し、また、小中学校校舎安全対策改修計画や、トイレ改修計画、プール対応方針を教育委員会が策定し、推進していました。

こうした当分科会での調査研究や委員会審査における質疑を受けて、令和6年9月定例会議の決算審査では、教育委員会において個別計画の策定を検討することが示され、さらに令和7年2月の予算審査の質疑の際には、教育委員会による個別計画の策定に向けて、公共施設管理課の具体的な支援体制が示されました。また、校舎だけではなく、プールなどの施設も対象に含めて検討していくことが示されたところです。

市有財産における未利用財産の利活用の取組については、継続して質疑を行い、市の取組を精査してきました。未利用財産の中で、特に利活用の需要が高いと思われる旧河東中学校の登記の整理については、地権者との協議が進み、令和7年2月時点に残る1名の同意を得る段階となっているなど、一定の進展が見られました。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

公共施設マネジメントの取組については、令和8年度に市公共施設等総合管理計画とその個別計画である公共施設保全計画、公共施設再編プランの改定が予定されています。また、令和7年5月の新庁舎供用開始後は大規模な公共施設機能

の再編が予想され、特に鶴ヶ城周辺の公共施設の再編については、次期総合計画の方針と連動したものになることが見込まれます。当分科会では、これまでも総合的な視点による管理の在り方を求めてきましたが、全体的な視点から施設再編が行われるのか、引き続き調査研究していく必要があります。

また、学校施設のプール等の状況については、市民との意見交換会においても懸念する意見が出されており、公共施設管理課とともに教育委員会がどのように個別計画を策定していくのか、公共施設マネジメントの観点から当分科会として今後も注視していく必要があります。

さらに、普通財産及び行政財産における「土地」の管理運営の取組については、一定の進展が見られたものの、継続して執行機関の取組を精査し、調査研究していくべきであると考えます。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における主な質疑内容

令和5年9月 令和4年度の決算審査

質疑 普通財産における未利用財産の利活用の取組について伺います。

【市の回答】令和4年度は旧片柳デイサービスセンターの土地及び建物の売払いを行い、また、令和4年4月に廃止した旧城前児童センターの利活用の検討、旧河東中学校敷地の登記の整理などを行ってきました。旧城前児童センターの利活用については、関係各課と検討した上で、市有財産利活用検討委員会、さらには庁議において検討を行い、建物を解体した後につばくろ公園と一体的に利用することとなりました。また、旧河東中学校敷地については、民有地の4人の地権者のうち2人から土地の寄附をいただき、令和4年10月に所有権移転を行いました。残りの2人についても令和5年度に相続人等と連絡が取れ、寄附の依頼に係る事務を進めているところです。

令和6年2月 予算審査

質疑 新庁舎建設後の市有財産の利活用方針について伺います。

【市の回答】令和7年度の新庁舎の供用開始に伴い、令和8年度に追手町第一庁舎にある社会福祉協議会が栄町第二庁舎に移転する予定であり、追手町第一庁舎と埋蔵文化財管理センター跡地、旧会津寮の敷地を合わせれば、まとまった土地が生まれるものと認識しています。周辺は鶴ヶ城に近い幹線道路に面しており、好立地にあるため、活用にあたっては所管課や公共施設管理課と協議する考えです。また、現在、仮庁舎として利用している追手町第二庁舎については、鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想に位置付けられていますが、新庁舎建設後の利活用にあたっては全体的なまちづくりに影響してくるため、関係する所管部局と協議を進めます。

質疑 全体的な視点による市有財産の有効活用について伺います。

【市の回答】市有財産における行政財産について、行政目的での利用がなくなった場合は普通財産へ変更し、個別案件ごとに市有財産利活用検討委員会で協議し、売却や貸付を行うなど、有効活用を図っています。総務課は市有財産全体の総括者として、各課における行政財産の状況を確認し、改善が必要な場合は指導や助言を行っています。

質疑 本市の建物系公共施設の大半を占める教育関連施設の計画的な保全に向けた公共施設再編プランへの明記について伺います。

【市の回答】現在の公共施設再編プランにおいて、小・中学校は計画保全に位置付けられていますが、具体的な整備内容が記載されておらず、いつ頃にどのような整備を行うのか、分かりにくい部分があると認識しています。令和8年度に公共施設再編プランを改訂する予定ですが、教育委員会と協議しながら、少しでも分かりやすくなるよう取り組んでいく考えです。

令和6年7月 先進地調査の実施

教育委員会関連の施設を含めた公共施設マネジメントの在り方について調査するため、岩手県盛岡市の公共施設マネジメントの取組について調査を実施しました。



盛岡市では、盛岡市公共施設等最適化・長寿命化中期計画の中間見直しを行った結果、教育委員会の関連施設の取組の遅れが目立っていたことから、重点的な取組事項として、小・中学校校舎安全対策の早期実施や、小・中学校におけるプール施設の在り方の見直し、民間活力の導入による効果的な整備手法の検討、複数施設の複合化を追加していました。また、教育委員会関連施設については、小中学校校舎安全対策改修計画や、トイレ改修計画、プール対応方針を教育委員会が策定し、推進していました。

5年間の公共施設マネジメントにより、年間約3億円の支出の縮減ができていますが、一方で用途を廃止した施設の解体費を捻出することが困難なため、遊休不動産が増えているという課題もありました。これまでの取組では、既存の施設を大規模改修する際に、他の施設の機能を追加し、複合化しているとのことでした。

公共施設マネジメントを推進するに当たり、なぜマネジメントが必要なのかという考え方を市民に対し、繰り返し丁寧に周知することを大切にしていました。

令和6年9月 令和5年度の決算審査

質疑 公共施設マネジメントの取組に関する教育委員会との協議状況について伺います。

【市の回答】公共施設再編プランの総面積の中で学校施設が占める割合は4割を超えており、改修や更新に係る費用負担も大きいと、これまでも教育委員会に対し、個別計画の策定が望ましいとの協議を重ねてきました。そうした中で、令和8年度に予定されている公共施設再編プランの改定に向けて、教育委員会としても学校施設の個別計画の策定を検討していく考えが示されたところであり、今後、各施設の実態調査を進めながら計画を検討していくことになります。

質疑

新庁舎整備後の追手町第二庁舎の利活用における検討状況について伺います。

【市の回答】追手町第二庁舎については、鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想において、暫定的な視点として、庁舎機能を補完する利用を図るとしています。将来的には、栄町第一庁舎の大規模改修も必要になると見込まれ、その際には、建設部等の仮庁舎として利用することも検討しており、今後も関係部局と協議を進めていく考えです。

令和7年2月 予算審査

質疑

令和7年度の公共施設マネジメントの主な取組について伺います。

【市の回答】大きく3つの取組があり、まず1つ目は、公共施設等総合管理計画とその個別計画である公共施設保全計画、公共施設再編プランの計画期間が令和8年度で終了するため、その改定作業を進めていきます。改定に際し、大きな方針に変更はありませんが、本市の公共施設の状況や将来推計を示すとともに、個別計画である公共施設保全計画と公共施設再編プランを1つの計画に統合し、より分かりやすい内容に改定する考えです。2つ目は、同計画の改定のタイミングに合わせて教育委員会が策定を目指している学校施設の個別計画について、公共施設再編プランとの整合が図れるよう調整するとともに、公共施設管理課の職員が現地で劣化状況の調査を行うなど、策定の支援をしていきます。また、建物だけではなく、プールなどの施設も含めて個別計画に盛り込むよう助言しているところです。3つ目は、令和7年5月に新庁舎が開庁し、令和8年度には栄町第二庁舎内に社会福祉協議会やシルバー人材センターなどが移転する予定であるため、総務課とともに追手町第一庁舎などの用地の利活用の検討を進めます。

質疑

鶴ヶ城周辺の公共施設に関する考え方について伺います。

【市の回答】公共施設等総合管理計画は、市総合計画と同じタイミングで改定することになります。特に鶴ヶ城周辺の公共施設に対する考え方については、市総合計画と連動していく必要があるため、令和7年度から庁内にワーキンググループを設置し、部局横断的かつ重点的に検討を進めていく考えです。

① 課題認識と調査概要

地域活動における担い手の不足や町内会単体では地域活動を維持していくことが困難になっている現状を捉え、持続可能な地域づくりに向け、地域が担う役割や地域の区域に関する定義、地域運営組織の在り方、さらには第三者組織である中間支援組織※についての調査研究を行っています。

※「中間支援組織」とは、市と地域をつなぐコーディネーター的な役割を担う第三者組織。他自治体では中間支援組織が設立され、地域を支援している例がある。

② 調査研究のまとめ

これまで当分科会では、住民主体の地域づくりに向け、市と地域をつなぐコーディネーター的な役割を担う中間支援組織が必要であると考え、先進地調査の実施や、質疑において市の検討状況を精査してきました。これを受け、令和7年2月定例会議の質疑では、既存の団体に中間支援組織の業務を委託するのではなく、市として新たに中間支援組織の設立を検討していることについて示されたところです。

また、地域づくり活動を全市的に展開していくためには、町内会・区長会の存在は大きく、当分科会では、環境生活課と地域づくり課に分かれている地域自治に関する所掌事務を一体化することを求めてきましたが、令和7年4月の行政機構の見直しにより、これらの業務が統合され、新たに市民部に市民協働課が設置されました。地域自治や地域づくり関係業務を1つに集約することで、本市の地域自治を総合的に進めるための体制が整備されたことになります。

一方、これまで中心的に地域づくり組織への支援を行ってきた企画政策部と他の部署では、地域への支援の在り方に差があり、市役所内で統一的な対応になっていない面も見受けられました。また、各地域づくり組織に配置されている地域おこし協力隊については、事務局としての機能を担っていますが、地域住民と地域おこし協力隊の役割分担が明確になっていない事例も見られたところです。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

本市では、いくつかの地域で地域運営組織が設立され、地域ビジョンを策定し、活動に取り組んでいます。その中では、イベントの実施を中心的な活動とするのか、本来の目的に合った地域づくりを中心とするのかなど、地域からは様々な意見や課題が聞かれます。また、地域運営組織が設立されていない地域では、小学校区と区長会の区域が重ならない部分があるなど、地域を組織する範囲についての課題もあります。地域を支援する上では、こうした課題を一つずつ整理してい

く必要があり、執行機関の取組を注視していくとともに、議会としても深めていく必要があります。

地域おこし協力隊については、各地域づくり組織の事務局機能を担わせていますが、移住者としての側面もあるため、地域住民との合意のもと、お互いの役割を明確にし、慎重に配置していく必要があると考えます。

一方、地域の課題は住民の方が一番よく知っており、行政が押し付けるべきではありませんが、資金や地域だけでは解決できない課題などについて、行政も一緒に入って考えていくことが必要です。今般、地域自治を総合的に進めるための体制が整備されたところですが、地域主体のまちづくりを更に進めていく上でも、地域団体や地域おこし協力隊、集落支援員、中間支援組織、市のそれぞれの役割を明確にするなど、自治基本条例に基づくまちづくりの制度設計を整えていく必要があると考えます。

また、市として新たに中間支援組織の設立を検討していくことが示されましたが、どのような形態の組織になるのか、その在り方について調査研究を進めていくべきであると考えます。

いずれにせよ、地域の一部の人の取組または補助金があるから実施するというようなことにならないように、地域の自主的な取組を継続して支援する仕組みを考えていく必要があります。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における質疑内容

令和5年9月 令和4年度の決算審査

質疑 令和4年度の地域づくり活動に関する取組内容について伺います。

【市の回答】地域コミュニティの活性化を図るために、地域課題の解決に向けた取組を自主的かつ主体的に継続して実施する団体の活動に対して、地域づくりビジョン推進事業補助金を交付し、支援してきました。また、湊地域には集落支援員を、大戸地域には地域おこし協力隊を配置し、事務局機能を強化してきました。地域づくり課では定期的に地域づくり活動を行う団体の会合に参加し、地域の自主的な活動に寄り添いながら、場合によっては担当課と調整し、課題解決に向けた支援を行ってきました。その中で、湊地域では将来にわたり安定的に財源を確保するために、基幹集落センターの指定管理を受けられるよう、令和4年度に必要な条例改正が行われたところです。

令和6年1月 先進地調査

東京都武蔵野市と三鷹市の「市民協働のまちづくりに関する取組」について先進地調査を実施しました。



両市とも、市民活動を支援するに当たって、拠点となる施設を設置し、活用していました。支援について三鷹市では、まちづくりに参加していた市民が市民スタッフとなり、中間支援組織である三鷹市市民協働センターの運営に参加していました。そのため、市民活動団体に対して、活動や交流のアドバイスをするなど、まちづくりへの意識が高まっていました。

令和6年2月 予算審査

質疑 中間支援組織に関する検討状況について伺います。

【市の回答】市内の地域づくり組織に対して、専門性と継続性を保ちながら支援していくためには、中間的な支援を行う組織が必要であると認識しています。そのため、令和6年度については、先進自治体の事例を調査し、本市においてどのような中間支援組織が望ましいのか、人的な支援も含めて検討していく考えです。

令和6年7月 先進地調査

岩手県一関市の「協働のまちづくり、いちのせき市民活動センターの取組」について調査を実施



一関市では、NPO法人に中間支援の機能を委託しており、地域を支援する市職員のマンパワー不足を解消できるというメリットがある一方で、市民が市に対して距離を感じる場合があるといった課題などを確認することができました。さらに一関市では、市協働推進計画により地域協働体を地域コミュニティの代表組織と位置付けているものの、住民にそのことが認識されていない場合があるといった課題も伺えました。

令和6年9月 令和5年度の決算審査

質疑 各地域運営組織におけるイベント等の開催目的に対する認識について伺います。

【市の回答】各地域においては役員などの入れ替わりもあるため、中には当初の目的を意識しないままに、イベントをこなすこと自体が目的になってしまっている場合もあると認識しています。そのため、どうしてこの取組が始まったのか、何のために開催するのかという当初の目的をその都度、支援している市をはじめ、新たな参加者も含めて全員で確認していくことが重要であると考えており、今後の取組において、目的の共有を改めて徹底していきたいと考えています。

質疑 令和7年度以降の地域づくり組織への支援体制について伺います。

【市の回答】令和7年度以降は、新しく市民部に設置される市民協働課が地域づくり組織への支援を担うこととなりますが、これまで同様、公民館や関係部署と連携を図りながら支援していく考えです。また、地域への支援については市民協働課だけが担うのではなく、それぞれの課において地域に寄り添いながら伴走支援をしていくという考え方を庁内全体で改めて確認し、共有していきます。

質疑 中間支援組織の検討状況について伺います。

【市の回答】令和6年度は岩手県一関市や東京都町田市などの先進地調査を行い、中間支援組織の在り方について検討を進めてきました。本市における課題として、中間支援組織を担える人材が不足しており、人材の育成が必要であると認識しています。そのため、既存の団体に中間支援組織の事業を委託するのではなく、市として新たな組織の設立についても検討しているところです。また、新たな組織を設立した場合には、まずは市職員が出向し、これまでのノウハウを新たに雇用する職員等へ引き継ぐことを想定していますが、令和7年度に市民協働課において更なる検討を進めていく考えです。

質疑 地域運営組織における地域おこし協力隊の役割と地域との関わりについて伺います。

【市の回答】地域おこし協力隊は地域づくり組織での定例会等の開催事務や議事録の作成、地域活性化に向けた活動の準備など、事務局としての役割を担っていただいています。一方で、地域でどのような取組を実施していくのかについては、地域の皆様が中心となって考えていくものであり、地域おこし協力隊はそれを補佐する役割であると考えています。

① 課題認識と調査概要

住民自治については、地域公共交通を切り口とした調査研究も行っており、公共交通の利便性の向上や通学のための公共交通の利用促進など、まちづくりと地域公共交通の在り方について審議を深めてきました。

② 調査研究のまとめ

公共交通については、以前から議会として地域内交通の通学のための利用の促進を求めており、令和2年12月から北会津地域の一部において冬季間の通学のために地域内交通が運行されてきた経過にあります。当分科会では、令和6年9月定例会議の際の質疑においても児童・生徒の利用状況を確認し、執行機関から北会津地域においては今後も運行を継続する考えであること、通学便の利用拡大についてはPTAや地域の方の意見をまとめた上で教育委員会と協議していく考えであることなどが示されました。

一方、市内4つの地域で運行しているコミュニティ交通については、令和7年2月定例会議の際の質疑において利用者数を確認したところ、コロナ禍を経ていずれも利用者数が減少している状況にありました。コミュニティ交通の必要性やその役割は理解するものの、このままの状況が続けば、継続していくことが難しくなると想定されます。

また、マイライドどこでもバスについては、市民との意見交換会でも運行範囲の拡大を望む声があるものの、令和7年2月定例会議の質疑において、「令和7年度の収支率を24.4%と見込んでおり、採算性が不安定なため、すぐに対象エリアを拡大するのではなく、まずは様々な改善を図りながら、現在のエリアで収益率を上げていく必要がある」との見解が示されたところです。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

コミュニティ交通を持続可能な公共交通としていくためには、地域団体に任せきりにしたり、市の考えを押し付けたりするのではなく、地域の人声をよく聞き、バスを必要としている人や利用する可能性のある人の意見を政策に取り入れながら、利用者の増加に向けて取り組んでいくべきであると考えます。また、収支率も考えていかなければならず、補助金にできるだけ頼らないような体制を引き続き検討していく必要があります。

さらに、遠方から小・中学校に通う児童・生徒のために、小・中学生を対象としたバスの通学定期券の導入に向けてバス運行事業者とさらなる協議を進める必要があります。執行機関の取組を注視していくべきであると考えます。

令和7年2月に本格運行が開始されたマイライドどこでもバスについては収支率を注視し、利用者の増加に向けて、利用方法の周知や、誰もが分かりやすい

バス停の設定等について執行機関の取組を精査していく必要があります。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における質疑内容

令和5年9月 令和4年度の決算審査

質疑 公共交通の利便性の向上策について伺います。

【市の回答】限られた車両や人員体制で市民に利用しやすい利便性の高い交通網を整備していくため、令和2年度から会津S a m u r a i M a a S（サムライマース）プロジェクト協議会においてA Iを活用し、利用者のリクエストに応じて最適な経路で運行するA I オンデマンドバスの実証運行を行っています。令和4年度からは朝夕の時間帯の運行を行わず、日中に限定した運行へと変更しましたが、その結果、日中の利用者数は令和3年度と比べて2倍に伸びました。しかし、採算がとれる利用状況には至っていないため、今後、観光客等にも利用していただけるよう取り組んでいきます。また、予約方法については、これまでオンラインでの予約に限定していましたが、オンデマンドバスを本格運行している他自治体では、電話での予約も受け付けており、今後、本市における本格運行に向けて、多くの方に利用していただけるように電話での予約受付も検討していきます。

令和6年2月 予算審査

質疑 中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金における対象者、支援内容及び周知方法について伺います。

【市の回答】対象者は中山間地域に限定せず、市内に住所を有し、市内の高等学校にバス又は鉄道などの定期券を購入して通学する世帯です。支援内容は、月額定期券の場合は月額の定期代から2万円を超える額について、また、年額定期券の場合は年額の定期代から14万4千円を超える額について補助する考えです。本制度については、高校などを通じて周知するとともに、バス車内などにチラシを掲示していきます。また、今回の予算計上については湊地域からの意見が契機であるため、N P O法人みんなと湊まちづくりネットワークを通じて湊地域への周知を図る考えです。

令和6年9月 令和5年度の決算審査

質疑 A I オンデマンドバスの運行実績及び今後の方向性について伺います。

【市の回答】当初、令和2年度から令和4年度までの3年間でA I オンデマンドバスの実証運行を行い、令和5年度の本格運行を目指していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、思うようなデータが得られなかったため、令和5年12月から再度の実証運行を行うことになりました。令和5年度からは、アプリのみであった予約方法に加えて、電話での予約を可能にしたところ、それまで1日の乗客数が一桁台であったものが、1日30人から40人の利用へと大幅に増加しました。従来、タクシーを利用していた高齢者などの利用も増えたため、タクシー需要への影響が懸念されたところですが、令和6年1月に各タクシー事業者に対してヒアリングを行ったところ、A I オンデマンドバスはタクシーほどドア・ツー・ドアではないため、現在のところ影響はほとんど見られないとのことでしたが、今後も丁寧に影響を確認していきます。また、令和7年2月以降も運行を継続していきたいと考えていますが、実証か本格運行かについては今後、地域公共交通会議で協議し、決定していきます。

質疑

地域内交通の通学のための活用状況及び利用拡大に向けた検討について伺います。

【市の回答】北会津地域の「北会津ふれあい号」では、冬季の朝の時間帯に1便増便し、通学のために利用できるように運行しています。近年は1名から2名の児童が利用しており、今後も運行を継続していく考えです。また、通学便の利用拡大については、PTAや地域の方の意見をまとめた上で、教育委員会と協議していきたいと考えています。湊地域においても地域内交通「みなとバス」を冬季の通学のために利用したいという保護者の声がありますが、NPO法人みんなと湊まちづくりネットワークに加入する住民の方が運行しており、毎日運行しているわけではないため、通学のために利用する場合は運転手の確保が課題となっています。今後でもできるだけ要望に応えられるよう、引き続き、協議を継続していきます。

令和7年2月 予算審査

質疑

マイライドどこでもバスの運行時間や対象エリアの拡大に対する考え方について伺います。

【市の回答】これまでの実証運行において朝の時間帯に運行していた時期もありましたが、朝は決まった時間に決まった行先に向かう利用者が多いため、定時定路線のバスが効率的との判断から、マイライドどこでもバスについては午前9時運行開始としてきました。その上で、利用者の希望により令和6年6月からは、午後4時までの運行を午後8時までに延長した経過にあります。今後、要望等が多い場合には、午後8時以降の運行についても検討していく考えです。また、令和7年度のマイライドどこでもバスの収支率は24.4%と見込んでおり、採算性が不安定なため、すぐに対象エリアを拡大するのではなく、まずは様々な改善を図りながら、現在のエリアで収益率を上げていく必要があると考えています。

質疑

マイライドどこでもバスの利用者増加に向けた取組について伺います。

【市の回答】マイライドどこでもバスについては、利用した方の満足度が高いことから、利用した方の口コミによる波及効果が高いと考えています。そのため、令和7年度はこれまでの公民館やコミュニティセンターでの説明会に加えて、サークル活動や地域の集まりなど、コミュニティ団体等への説明の機会を増やしていきたいと考えています。また、バーチャルバス停が分かりにくく利用しにくいという声もあるため、誰もが分かりやすいバス停の設定に見直す必要があると認識しています。

質疑

地域主体のコミュニティ交通の1日当たりの利用者数と利用者増加に向けた取組について伺います。

【市の回答】令和6年度運行における1日当たりの平均利用者数は、北会津ふれあい号が4.4人、河東地域みなづる号が2.5人、湊地域みなとバスが6.1人、金川町・田園町住民コミュニティバスさわやか号が10.6人でした。利用者増加に向けた取組については、令和7年度から北会津ふれあい号では定期券や身体障害者割引、免許返納者への割引を導入する予定であり、その他の地域でも運行区域や乗降場所の見直し等を進めていく考えです。

① 課題認識と調査概要

スマートシティなどの取組が市民の役に立つものとなっているのか、市民福祉の向上につながるデジタル化について、予算審査や決算審査をとおして精査しています。

② 調査研究のまとめ

スマートシティの取組については、事業の継続性やメリット、執行機関内における連携体制、市民への周知、市民意見の反映方法、事業の積算根拠などについて予算審査や決算審査での質疑をとおして執行機関の取組を精査してきました。

本市のスマートシティの特徴についての質疑では、「本市では、スマートシティ A i C Tの施設に首都圏の企業が集積し、その企業が地元企業と連携して事業を実施しており、持続的な運用に向けて、産学官連携で進められています。これらの体制そのものが本市の最大の特徴です。国が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標にも掲げられている「地域にしごとをつくること」や「利便性の向上」と連動している取組であると考えています」との答弁があったところであり、本市のスマートシティの取組が「地域にしごとをつくること」や「利便性の向上」につながっているのかどうか、当分科会としても引き続き検証していく必要があると考えています。

また、令和7年2月定例会議の質疑では、これまで本市が運用してきたデータ連携基盤「会津若松プラス」を、将来的には福島県が運用する「ふくしまポータル」に統合する方針が示されました。これにより、現在は会津若松プラスとふくしまポータルでサービスを利用するためにはそれぞれのIDを作る必要がありますが、統合後は1つのIDで全てのサービスを連携しながら利用できるようなるとの説明があったところです。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

スマートシティ会津若松推進事業費で実施する事業については、市民が何を求めているのか、市民の役に立つことは何か丁寧に考えていく必要があります、市民の声や、現場で市民と一番接している担当所管課の声を大事にするべきであると考えます。

また、スマートシティ会津若松推進事業費における補助金の積算根拠については、令和4年7月臨時会の附帯決議にもあるように、金額の妥当性を資料によって確認するのが望ましいと考えており、性質上、公開できる内容に限られることは理解するものの、決算審査の際やスマートシティに関する新たな補助金が予算計上される際には、その資料提示の在り方を検討する必要があると考えます。

本市のスマートシティの取組が「地域にしごとをつくること」や「利便性の向

上」につながっているのかどうか、当分科会としても引き続き検証していく必要があると考えています。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における質疑内容

令和5年9月 令和4年度の決算審査

質疑

デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した事業の継続性について伺います。

【市の回答】令和4年度にデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して実装した事業については、初年度である令和4年度は仕組みの構築段階とし、その後3年間はサービスを継続することが国に提出した計画の前提となっています。令和4年度末でさまざまな仕組みが構築されたため、今後は、実際に使っていただく機会を増やしていくための体験説明会の開催や、地元事業者とのサービスの連携促進などの取組を継続しながら、事業を定着させていく考えです。

質疑

各部各課におけるスマートシティに対する認識について伺います。

【市の回答】第7次総合計画では、全体を貫くテーマとしてスマートシティを位置付けており、各個別計画についてもこうした視点で計画するよう庁内に周知してきた経過にあります。しかし、市のそれぞれの担当業務の中でスマートシティの取組が意識されているかといえば、まだ不十分であり、引き続き庁内への周知が必要であると認識しています。今後、庁内のイントラネット上の掲示板などでスマートシティの取組を紹介するなど、スマートシティの取組がこれまで以上に各部各課の業務と連携されるよう、力を入れていきたいと考えています。

令和6年2月 予算審査

質疑

スマートシティの取組の市民への周知と市民意見の反映方法について伺います。

【市の回答】これまでも市民にスマートシティの取組を知ってもらえるよう体験説明会や出前講座を開催しており、令和6年度も継続していく考えです。また、一般社団法人A i C Tコンソーシアムの会員企業で構成する分野ごとのワーキンググループと市民との更なるコミュニケーションの機会の確保など、サービスを提供する側と受ける側でコミュニケーションが図られるような仕組みを作っていく必要があると認識しており、令和6年度はできるだけそうした機会を作りながら取組を進めていく考えです。

質疑

キャッシュレス決済システムの導入のメリットを伺います。

【市の回答】令和6年10月から市民課と税務課の窓口にクレジットカードや電子マネー、会津コインなどの二次元コード決済への対応が可能になるキャッシュレス決済システムを導入し、市民の利便性向上と事務負担の軽減を図ります。多様な支払い手段のニーズに応えられることに加えて、キャッシュレス決済では預かった金額が自動集計されるため、職員の事務負担の軽減や、不正の防止にもつながると考えています。

令和6年5月 予算審査（5月臨時会議）

質疑

スマートシティ推進事業補助金の積算根拠について伺います。

【市の回答】当該補助金は、補助事業者からの見積により積算しており、市ではその妥当性を確認していますが、企業における取組であるため、詳細な単価等を公開することはできません。一方で、見積の妥当性を確認することは重要であると認識しており、令和4年7月臨時会の際に、実績報告書等を公開することを求める附帯決議が議会で可決されていますが、それ以降、デジタル田園都市国家構想交付金に係る補助金については、可能な範囲で実績報告書を市のホームページ上に公開しています。

令和6年8月 スマートシティの取組に関する所管事務調査

決算審査に向けて、本市のこれまでのスマートシティに関する政策の経過や現状、今後の方向性を確認するため、スマートシティ会津若松推進事業に係る研修を実施しました。



スマートシティ推進室より、スマートシティ会津若松の国内外での認知度や地方創生との関係、これまでの取組事例、市民理解の促進に向けた取組等についての説明がなされ、理解を深めました。

令和6年9月 令和5年度の決算審査

質疑

本市スマートシティのこれまでの取組の最大の特徴と市民がそのことを実感できる取組について伺います。

【市の回答】本市では、スマートシティA i C Tの施設に首都圏の企業が集積し、その企業が地元企業と連携して事業を実施しており、持続的な運用に向けて、産学官連携が進められています。これらの体制そのものが本市の最大の特徴です。

国が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標にも掲げられている「地域にしごとをつくること」や「利便性の向上」と連動している取組であると考えています。このことを市民に実感していただくためには、全市民向けのサービスを提供することが理想ですが、市民ニーズは多様であるため、多様なニーズに対応できるよう、幅広いサービスを展開している状況です。その中で個人に合ったサービスを見つけていただけるように参加しやすい状況を作っていく必要があります。そうした取組を継続して実施していく考えです。

令和7年2月 予算審査

質疑

本市のデータ連携基盤「会津若松プラス」と県が運営するデータ連携基盤「ふくしまポータル」が統合することによるメリットについて伺います。

【市の回答】会津若松プラスとふくしまポータルの基盤を段階的に統合するために、令和7年度は、それぞれのIDを連携させる機能の実装や「あいべあ」及び「ペコミン」を先行してふくしまポータルに接続するための改修等を行います。令和8年度以降に、民間のサービスが県の基盤に順次移行されれば、将来的に会津若松プラスは廃止し、全てふくしまポータルで運用されることになります。これにより、現在は会津若松プラスとふくしまポータルでサービスを利用するためには、それぞれのIDを作る必要がありますが、統合後は1つのIDで全てのサービスを連携しながら利用できるようになります。

① 課題認識と調査概要

新庁舎整備や県立病院跡地の利活用、会津若松駅前都市基盤整備など、多額の起債を伴う事業について、過去と同じような財政危機に陥ることがないように、財源確保や実質公債費比率の推移、後年度負担の平準化の面から調査研究を行っています。

② 調査研究のまとめ

庁舎整備については、令和5年3月20日の本契約以降、工事内容の変更や物価高騰等の影響により、令和5年6月定例会議、令和6年6月定例会議、同年12月定例会議及び令和7年2月定例会議の計4回、会津若松市庁舎整備建築及び各設備工事請負契約の一部変更についての議案が提案され、可決された経過にあります。当分科会及び総務委員会の審査では、増額変更の理由や、当初見込んだ予算額の範囲内に事業費が収まっていることをその都度精査してきました。

県立病院跡地の利活用については、多額の起債を伴う事業であるため、財源について予算審査や決算審査をとおして確認してきた経過にあり、執行機関からは、まちの拠点整備等基金の活用や、県の市町村振興基金の活用を見込んでいること、さらに、令和4年10月に策定した市立地適正化計画において県立病院跡地を都市機能誘導区域に位置付けており、国の都市構造再編集中支援事業費補助が該当になる可能性があることなどが示されました。一方、令和6年度に事業者選定のための公募型プロポーザルが実施されましたが、再公募の末に事業者の公募がありませんでした。このことにより、開所時期が1年延期となるなど、スケジュールが変更となっています。当分科会の審査では、事業者の公募が無かった理由や今後のスケジュールなどを質疑で確認し、事業がこれ以上遅れることがないように取組内容を精査してきたところです。

また、県立病院跡地の利活用については市民の関心度が高いことから、市民要望が反映されているか確認してきた経過にあります。令和7年2月定例会議の審査では、市では、令和7年8月に事業者が決まった際にはタウンミーティングを開催し、公共施設の配置等のイメージ図などを用いて市民に説明するとともに、その際いただく意見について、大幅な変更は難しいものの、反映できるものについては反映していく考えが示されました。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

今後、県立病院跡地の利活用や会津若松駅前都市基盤整備など、多額の起債を伴う事業が予定されており、過去と同じような財政危機に陥ることがないように、後年度負担の平準化や、バランスの取れた行政機能の配置、それぞれの機能の在

り方や必要性などについて、予算審査や決算審査をとおして継続して注視していく必要があると考えます。特に県立病院跡地の利活用については、事業スケジュールの進捗状況や市民意見の反映方法などについて精査していく必要があると考えます。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における質疑内容

【庁舎整備事業】

令和6年2月 予算審査

質疑 庁舎整備事業の進捗状況について伺います。

【市の回答】新庁舎建設工事については、現時点での進捗率が約30%であり、予定通り順調に進んでいます。また、令和6年度からは、庁舎周辺道路拡幅工事と庁舎駐車場等整備工事を予定しています。さらに、新庁舎における什器や備品の調達も予定しており、令和7年3月の建設工事の完了に合わせて、同年4月に備品等が設置できるよう公告及び入札の手続きを進める予定です。

質疑 庁舎整備事業への物価高騰の影響について伺います。

【市の回答】庁舎整備事業の大部分を占めている庁舎建設工事の予算額約78億9千万円に対し、令和5年6月の変更契約後の契約額は約71億6千万円となっており、予算の残額は約7億3千万円となっています。過去1年間の物価指数の変動を見ると、建築工事で約4.3%の増、設備工事で約10.4%の増となっており、これらを基に、令和6年度に発注予定の庁舎駐車場等整備工事なども含めて物価高騰の影響を推計すると、約3億6千万円の増額を見込んでおり、現時点においては全体事業費の中で調整が可能な範囲です。

【県立病院跡地の利活用】

令和5年9月 令和4年度の決算審査

質疑 県立病院跡地利活用における財源の検討状況について伺います。

【市の回答】県立病院跡地の利活用については、まちの拠点整備等基金の活用や、県の市町村振興基金の活用を前提に財源を検討してきました。さらに、令和4年10月に策定した市立地適正化計画では、県立病院跡地は都市機能誘導区域に位置付けられています。これにより、国の都市構造再編集中支援事業費補助が該当になる可能性があり、現在、活用に向けて国や県と協議中です。今後、物価高騰

に伴い、県立病院跡地利活用基本計画に示した事業費が変更となる可能性もあるため、財務部と継続して協議を進めていく考えです。

令和6年9月 令和5年度の決算審査

質疑

令和5年度から令和6年度までの債務負担行為が設定されている県立病院跡地利活用事業アドバイザー業務委託に関する令和5年度の取組状況及び当該取組に対する市の認識について伺います。

【市の回答】令和5年度は当該業務委託により、実施方針や募集要項、要求水準書等の作成の支援などを受け、当初予定していたスケジュール通りに事業を実施できたと認識しています。様々な事業者の応募を想定して事業を実施してきましたが、令和6年度の公募では、再公募の末に参加表明がありませんでした。その理由として、令和6年度以降の物価高騰などの社会状況の変化などが一因ではないかと推測しています。

令和7年2月 予算審査

質疑

県立病院跡地利活用事業に関する市民への周知について伺います。

【市の回答】現在、公募型プロポーザルにより事業者を募集していますが、令和7年8月に事業者が決まった際にはタウンミーティングを開催し、公共施設の配置等のイメージ図などを用いて市民の皆様の説明したいと考えています。その際いただく市民意見について、大幅な変更は難しいものの、反映できるものについては反映していく考えです。

(参考) 予算決算委員会第1分科会の政策研究経過一覧

年	月 日	内 容
令和5年	9月 1日 9月11日 9月14日 10月20日 11月13日 12月 7日	□令和4年度決算審査に係る論点の抽出について □令和4年度決算審査に係る論点の抽出について □論点抽出等、審査順序について □今期の所管事務調査、今後の予定、行政調査の日程について □行政調査、今後の調査研究について □論点抽出等、審査順序、行政調査、財政セミナーについて
令和6年	1月10日 1月18日 ～19日 1月24日 1月29日 2月 7日 2月21日 4月15日 5月13日 6月 6日 7月16日 ～17日 7月23日 8月 1日 8月 6日 9月 5日 11月18日 12月 5日	□行政調査、令和6年度予算審査に係る論点の抽出について □行政調査（東京都武蔵野市及び東京都三鷹市＝市民協働のまちづくりに関する取組について） □行政調査の総括、令和6年度予算審査に係る論点の抽出について □財政に関するセミナー（一橋大学 大学院法学研究科 辻 琢也教授＝国と地方との関係からみる令和6年度の地方財政に関する考え方、地方自治体、会津若松市における財政分析） □財政セミナーの総括、令和6年度予算審査に係る論点の抽出について □論点抽出等、審査順序について □今後の調査研究、令和6年度行政調査、エフエム放送について □行政調査、論点等について □論点抽出等、審査順序、行政調査について □行政調査（岩手県一関市＝協働のまちづくりに関する取組、岩手県盛岡市＝公共施設マネジメントの取組について） □行政調査の総括、決算審査に係る論点抽出について □スマートシティ会津若松推進事業に係る研修 □第29回市民との意見交換会における市民意見の整理及び検討結果、令和5年度決算審査に係る論点抽出について □論点抽出等、所管事務調査経過報告について □セミナーについて □論点抽出等、審査順序、「議会モニターへの説明会」際に説明する政策研究のテーマについて
令和7年	1月28日 1月31日 2月 7日 2月20日 3月14日	□財政分析に関するセミナー（一橋大学 大学院法学研究科 辻 琢也教授＝国と地方との関係からみる令和7年度の地方財政に関する考え方、地方自治体の財政分析） □財政分析に関するセミナーの総括、市民との意見交換会における市民意見の整理結果、議会モニターへの説明会における市民意見、令和7年度予算審査に係る論点の抽出について □令和7年度予算審査に係る論点の抽出、令和7年度予算審査に係る各部の審査順序（案）について □論点抽出等、審査順序について □第1分科会における評価の実施について

4月17日	□令和7年2月定例会議に係る第1分科会審査の振り返り、第1分科会における評価の実施、第1分科会の中間報告、エフエム放送について
5月22日	□令和7年2月定例会議に係る第1分科会審査の振り返り、第1分科会における評価の実施、第1分科会の中間報告について
6月5日	□第1分科会における評価の実施について

予算決算委員会第1分科会
予算・決算審査 及び 所管事務調査
に係る内部評価結果
(期間：令和5年8月～令和7年4月)

会津若松市議会
予算決算委員会第1分科会

委員長	古川 雄一
副委員長	高橋 義人
委員	桙屋奈津子
委員	原田 俊広
委員	松崎 新
委員	成田 芳雄

○ 目次

評価の視点 (地方議会成熟度評価モデル)	評価項目	ページ
視点2 政策サイクル	①住民との対話	1
	②政策研究	2
	③議員間討議	3
	④政策立案・提言、議案審査	4
	⑤総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動	5
視点5 ふり返りと学び	①振り返りの取り組み方	6
	②振り返り結果の活用	7
(参考1) 各評価項目に対する基本条例の対応条文		8
(参考2) 【図表】政策サイクルと評価の関係		10
(参考3) 評価項目・ポイント・目安等の一覧		12

視点2 政策サイクル

確認項目① 住民との対話

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 住民意見を十分に聴取し、理解したか。
 - ・ 地区別市民との意見交換会における各分科会に対する報告が分科会内において確認・共有されている。
 - ・ 分野別意見交換会が必要に応じ開催され、その結果について分科会で十分な総括が行われている。
 - ・ 議会モニターからの意見に対し、分科会内で整理が行われている。
- 住民の意見を政策研究や審査に活かしたか。
 - ・ 政策研究における問題発見の手段として、地区別市民との意見交換会での意見聴取や分野別意見交換会が活用されている。
 - ・ 抽出論点表の作成過程において、聴取した市民意見が活用されている。
- 住民の意見を起点とし、課題を発見することができたか。
 - ・ 分科会の所管分野に対する市民視点からの課題が発見され・共有されている。
 - ・ 聴取した市民意見について、抽出論点における分科会の問題認識として整理することができている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 予算決算委員会第1分科会の抽出論点、問題認識に関する各種情報に住民意見を共有・反映させてきた。一方で、住民意見の背景や政策的展開について十分整理されていない課題もある。 ・ 地域自治のテーマにおいて、湊地区や大戸地区の具体的取組について住民からの意見要望を審査に取り入れるなど、住民の意見を政策研究や審査に活かしながら、事業推進に向けた質疑をしてきた。 ・ 大戸地区の住民アンケートを踏まえた閤川地区ボランティア輸送や、地域公共交通などの課題について、抽出論点における分科会の問題認識として整理することができた。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 議会だより（令和7年2月号） ・ 第30回市民との意見交換会報告書 ・ 令和7年1月開催の議会モニターとの意見交換会議事趣旨 ・ 令和6年9月定例会議、第1分科会委員長報告 ・ 令和7年2月定例会議、第1分科会委員長報告

確認項目② 政策研究

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の目的に沿った所管事務調査の課題設定が行えたか。
 - ・ 分科会において、審査結果や市民意見に基づく問題認識に沿った具体的検討テーマが設定されている。
 - ・ 前期からテーマを引き継ぐ場合においても、今期において特に検討すべき課題が明確化されている。
- 専門機関や先進事例による知見を十分に活用したか。
 - ・ 専門機関等とのセミナーや分野別意見交換会で得た知見が審査や以降の調査研究に十分活用されている。
 - ・ 具体的な目標・目的を持って先進自治体等の行政調査を行い、その成果が審査や以降の調査研究に活用できている。
- 政策研究の結果は政策立案に資するものであったか。
 - ・ 政策研究結果について、分科会として政策立案に向けたとりまとめが進められている。
 - ・ 具体的な政策立案まで至らない場合でも、政策研究により課題が具体化・明確化され、政策立案に向けた道筋や目標が共通認識となっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取り組んだ ○：十分ではないが意識して取り組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 財政健全化、まちの拠点、住民自治、ICTと未来社会の4テーマと財政分析、公共施設マネジメント、庁舎整備、県立病院跡地利活用、駅前都市基盤整備、地域内分権、自治基本条例、公共交通についての課題が明確に設定されている。また、重要な政策課題を系統的に追って政策研究をしており、「政策分野 31 公共交通」「政策分野 36 地域自治・コミュニティ」の2つの分野では、市民意見を起点とした政策的な発展も考慮しながら予算審査に活かすことができた。 ・ 先進地調査等により、政策研究の目的に沿った所管事務調査を行うことができた。また、「政策分野 42 財政基盤」においては、財政セミナーの開催を通して、本市の財政分析と専門的知見を深めることができ、予算審査に活かすことができた。 ・ 具体的な政策立案まで至らなかったものもあったが、公共施設マネジメントでは、教育委員会の個別計画策定に活かすことができた。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 令和7年1月財政分析に関するセミナー資料 ・ 第1分科会抽出論点表 ・ 令和6年9月定例会議、第1分科会委員長報告 ・ 令和7年2月定例会議、第1分科会委員長報告 ・ 令和6年1月東京都武蔵野市・三鷹市行政視察（地域自治・コミュニティ）

確認項目③ 議員間討議

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究において、委員間での活発な意見交換が行われたか。
 - ・ 委員間で活発な意見交換が行われ、政策研究に対する分科会としての考え方が共有されている。
 - ・ 各委員が政策研究に積極的に参加し、各委員の意見が政策研究の方針や進め方に反映されている。
- 議案等の審査に当たり、適時適切な委員間討議が行われたか。
 - ・ 議題に合った内容で委員間討議が提案・実施され、その内容も過大・過少にならず、議題に沿った適切なものになっている。
 - ・ 議員間討議の目的を各委員が理解し、発言が議題外にわたることなく実施されている。
- 委員間討議の結果として、合意形成や論点の明確化が進められたか。
 - ・ 委員間討議の結果が共通認識又は合意点として明確化され、委員長報告において第三者が理解できる内容に整理されている。
 - ・ 少数意見にも耳を傾け、適切な説明責任・議決責任を果たすための合意形成が図られている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 市民意見等に基づいて委員間討議に積極的に参加することができた。特に、公共交通については持続可能な在り方、まちづくりについては各地域づくり組織と地域おこし協力隊の役割を各委員が考える問題点を出しながら意見交換を行うことができた。 ・ 委員間での活発な意見交換が行われた結果として、市民要望を踏まえ議会が執行機関に求めていた、「中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金事業」が新設されたほか、財政健全化について意見交換し、入湯税に関する附帯決議について合意が得られた。 ・ 予算、決算審査では、「持続可能な公共交通」「自治基本条例に基づくまちづくり」「公共施設マネジメントの推進」の3点で、抽出論点表に基づいて委員会討議を行った。 ・ 委員間討議の結果として、合意形成や論点の明確化が図られ、要望的意見や決議が集約されるなど、第三者が理解できる内容として整理された。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 令和6年2月定例会議、第1分科会委員長報告 ・ 令和7年2月定例会議、第1分科会委員長報告 ・ 広報議会（令和6年5月1日号）

確認項目④ 政策立案・提言、議案審査

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の成果が審査に活かされていたか。
 - ・ 政策研究において発見された課題や視点等が、審査における質疑や抽出論点の作成などに活用されている。
- 審査において、執行機関に対する監視機能が実現していたか。
 - ・ 審査において、これまでの経過や背景、本会議での総括質疑等の結果などを意識した質疑が行えている。
 - ・ 質疑により、執行機関側の提案に対する疑問点や問題点を明らし、必要に応じて要望的意見や決議等を提出することができている。
 - ・ 審査において課題・問題として明らかとなった事項が委員長報告に整理されている。
- 分科会として、政策研究や審査を踏まえた政策提言が醸成されたか。
 - ・ 政策研究と議案等の審査が連動し、執行機関側とは異なる視点で政策提言が作成できている。
 - ・ 政策提言までに至らない分野でも、政策研究と審査の連動により課題が具体化され、政策提言に向けた考え方が共有認識となっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 財政に関する政策研究の一環として実施されたセミナーで得られた知識は、予算審査にも生かされており、国の制度や中長期的な財政計画を視野に入れた議論が進められた。 ・ 住民自治の在り方について本市自治基本条例との関係で全庁的なまちづくりになっているのか質疑が行われ、課題や問題点が明らかとなった。 ・ 予算審査においては、論点として抽出された課題について十分時間をかけて審査することができた。特に、公共交通と地域づくりにおいては、市民目線での監視的質疑がなされ、委員長報告に反映された。 ・ 政策提言までには至らなかったものもあるが、公共施設マネジメントでは、教育委員会の個別計画策定について複数年度にわたる質疑により、令和6年度資料収集、令和7年度計画策定に向けた準備、令和8年度計画策定に向け取組まれることとなるなど、分科会として、政策研究や審査を踏まえた政策提言が醸成された。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 令和7年2月定例会議、第1分科会委員長報告

確認項目⑤ 総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 総合計画を意識した政策研究や審査が行えたか。
 - ・ 具体的検討テーマに係る政策研究分野が市総合計画にどう位置付けられ、どの程度進捗しているのかを理解した上で政策研究が進められている。
 - ・ 抽出論点に限らず、審査する案件について市総合計画での位置付けが理解・共有された上で審査が行われている。
- 行政評価等に基づく政策評価を審査に活用できたか。
 - ・ 審査において、行政評価結果の内容を踏まえた質疑が行われている。
 - ・ 個別計画等の内容や各計画どうしの関連性について各委員が理解しており、既に計画等に記載されている内容の質疑に終始することがない。
- 予算・決算の連動を意識した審査を行ったか。
 - ・ 予算・決算審査で明らかとなった課題が共有され、以降の予算・決算審査の際のポイントや論点として活用されている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 総合計画に基づく政策課題を系統的論点として抽出し、その政策課題の位置付けが理解・共有されている。また、総合計画において、「地域内分権」「自治基本条例」「地域公共交通」は政策分野が異なっているが、そのことを理解したうえで研究テーマである「住民自治」に位置付けて質疑を深めている。 ・ 令和7年度の予算審査では、総合計画に基づいた各事業の進捗状況や執行実績の確認が行われ、計画との整合性を重視した観点からの審査が進められた。 ・ 行政評価結果の内容を踏まえた質疑については、予算・決算審査で総合計画や個別計画、行政評価を概ね踏まえた審査を行い、政策づくりに反映してきた。 ・ 地域コミュニティバスにおいては、運行するだけでなく、利用していただける取組について質疑を深めるなど、毎年度の予算審査と決算審査を連動させて、継続した質疑を行い、事業に反映してきた。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 市第7次総合計画 ・ 令和6年度行政評価 ・ 令和6年2月定例会議、第1分科会委員長報告 ・ 令和7年2月定例会議、第1分科会委員長報告

視点5 振り返りと学び

確認項目① 振り返りの取り組み方

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の振り返りを適宜行ったか。
 - ・ 政策研究の節目ごとに振り返りが行われ、まとめられた課題やポイントとなる内容が共有されている。
- 予算・決算審査ごとの振り返りを行ったか。
 - ・ 予算・決算審査の終了後に分科会での審査や委員長報告の内容等の振り返りを行っている。
 - ・ 審査終了後に論点抽出表に委員間討議の論点・合意点等が記載され、次回以降の審査時に参考として活用できるようになっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 地域内分権のまちづくりについては、先行して取組が進められている湊地区の事例を通して、北会津地区、河東地区、永和地区について振り返りを行うなど、継続した取組について質疑を深めてきた。 ・ また、令和6年度行政調査を行った岩手県一関市と盛岡市での、地域づくり、公共施設マネジメントでの調査と政策研究を活かしながら質疑が行われてきた。 ・ 予算・決算審査において、これまで質疑してきた論点の経過や結果を明らかにしながら、審査してきた。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 令和5年9月定例会議、第1分科会委員長報告 ・ 令和6年9月定例会議、第1分科会委員長報告 ・ 令和7年2月定例会議、第1分科会委員長報告

確認項目② 振り返り結果の活用

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 振り返りを基に、政策研究の改善に向けた課題を発見・明確化したか。
 - ・ 前期議会からの申し送り事項を踏まえ、今期の政策研究における考え方や課題が整理されている。
 - ・ 今期の政策研究について適宜振り返りを行い、重要と思われる事項や課題、考え方が分かりやすく整理されている。
- 振り返りを基に、予算・決算審査の改善に向けた課題を発見・明確化したか。
 - ・ 論点抽出表の作成に当たって、これまでの予算・決算審査の結果や過去の委員長報告などの振り返り結果が反映されている。
- 各種課題・改善点に対し、次期に活用できる申し送り事項を作成したか。
 - ・ 政策研究の報告書において、具体的な成果と課題が報告され、各分野ごとに課題に対する申し送り事項が整理されている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 前期議会からの「財政健全化」「住民自治」「ICTと未来社会」「まちの拠点」の申し送り事項を踏まえ、その改善に向けた課題が整理されている。 ・ 令和7年度当初予算の審査にあたっての抽出論点表の作成では、令和5年度一般会計決算審査の結果を適正に反映するなど、予算・決算審査の改善に向けた課題が明確化されている。 ・ 項目1「住民との対話」においては、住民意見の把握で一部課題があることが確認されたが、項目2「政策研究」においては、機構改革により「地域づくり」が第2分科会に移行することになったことから、継続性と「自治基本条例」との今後の関わりについて課題が整理されるなど、予算決算委員会第1分科会中間報告においては、具体的な成果と課題が報告され、申し送り事項が整理されている。 ・ 委員間討議に係る抽出論点表の活用方法が改善されたことで、合意形成や論点が明確化された。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 予算決算委員会第1分科会最終報告書（令和元年8月～令和5年6月） ・ 令和7年度予算審査抽出論点振り返り及び予算決算委員会第1分科会中間報告 ・ 予算・決算審査及び所管事務調査に係る内部評価結果（視点2の評価事項及び評価の際の委員間討議） ・ 予算・決算審査における抽出論点表（「5委員間討議での論点・合意点」～「7次回以降に向けた政策分野の課題等」）

各評価項目に対する議会基本条例の対応条文（抜粋）

視点2 政策サイクル

① 住民との対話

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

（市民と議会との関係）

第5条

- 5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
- 6 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。
- 7 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

② 政策研究

（市民と議会との関係）

第5条

- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

（議会による研修）

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

③ 議員間討議

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

（議員間の討議による合意形成）

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

④ 政策立案・提言、議案審査

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。

(4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

⑤ 総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動

(議決事件)

第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

視点5 振り返りと学び

① 振り返りの取り組み方 ② 振り返り結果の活用

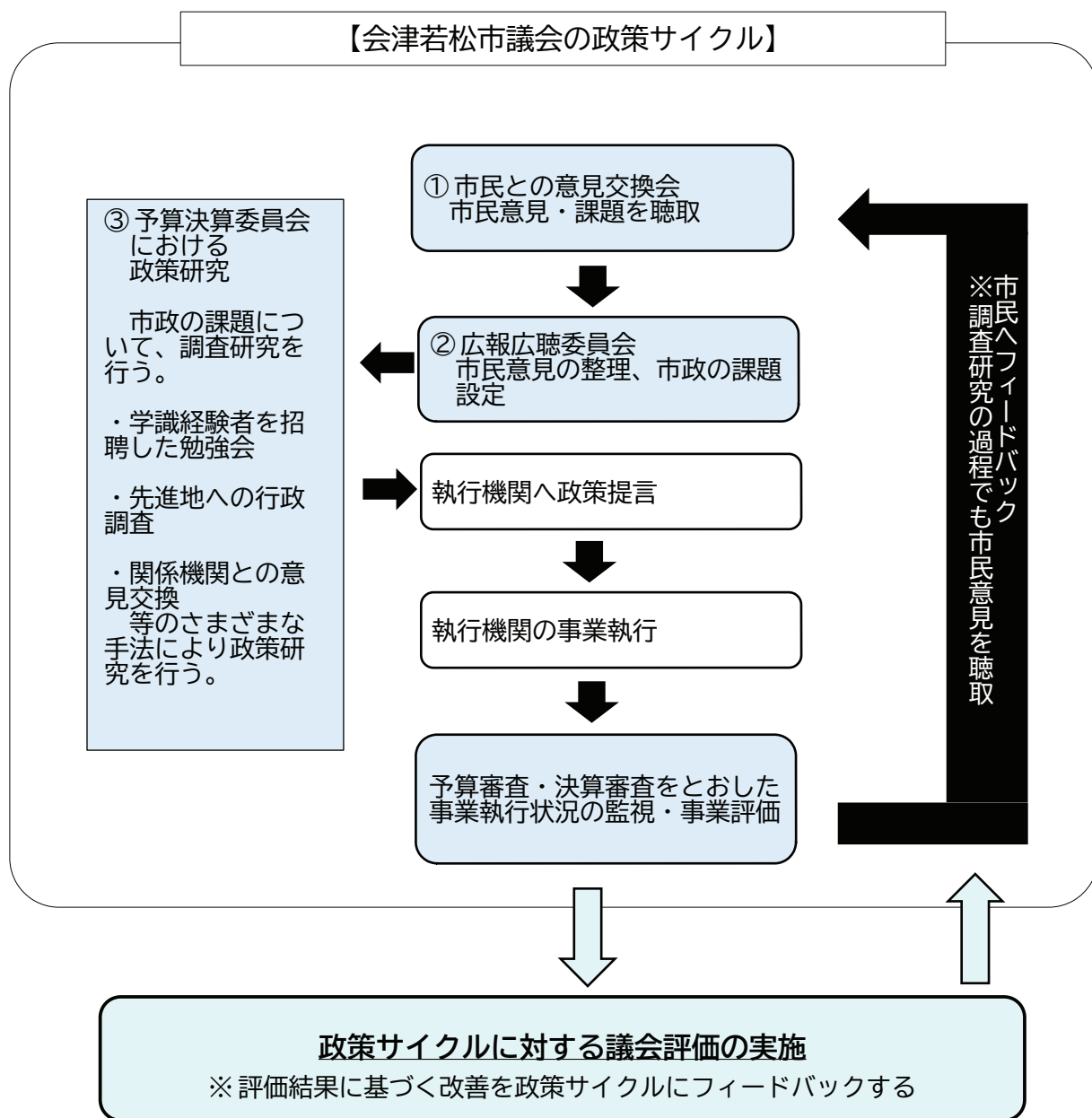
(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【図表】政策サイクルと評価の関係

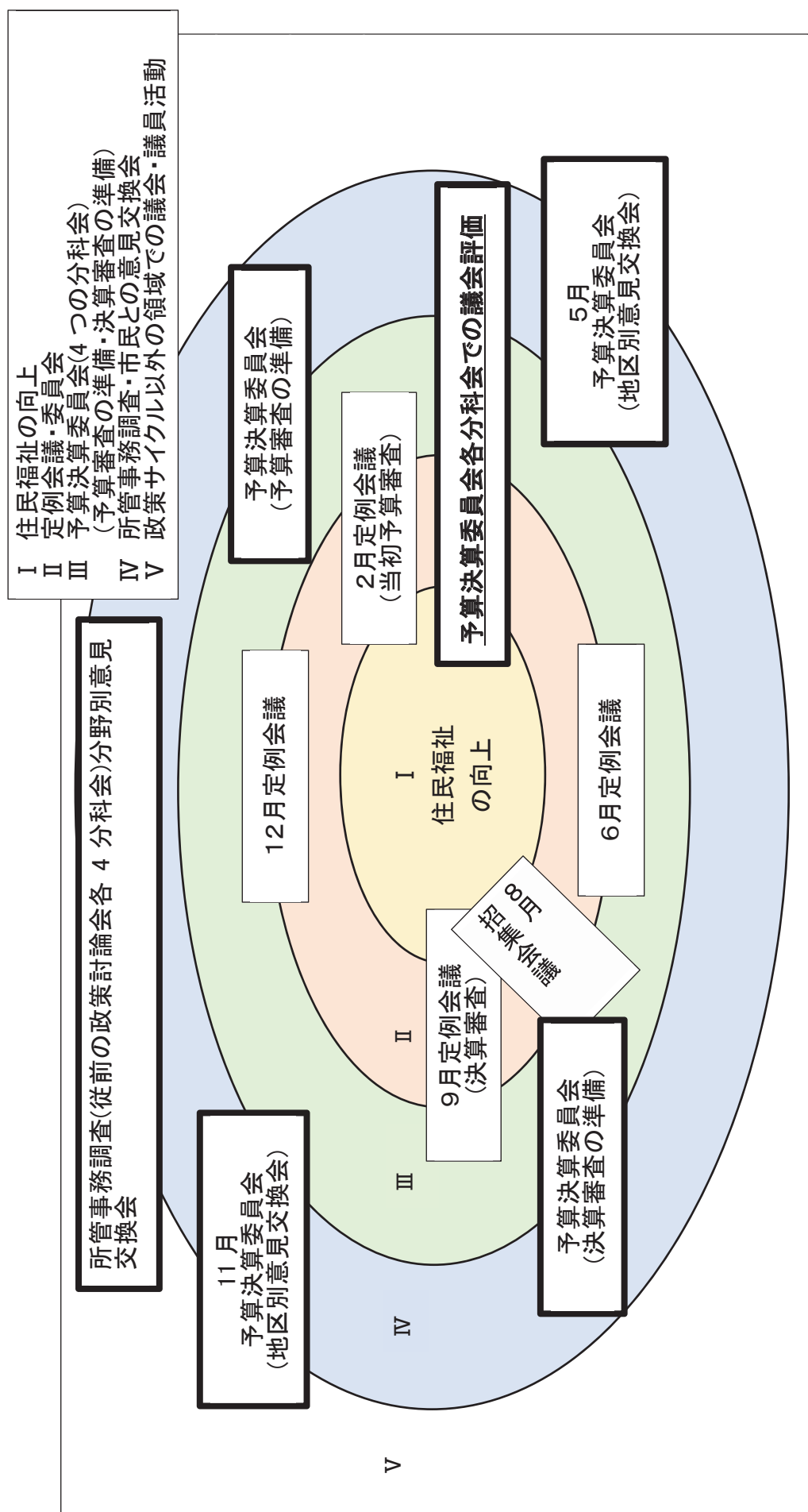
○ 会津若松市議会の政策サイクルと議会評価



（評価の目的）

- ・ 所管事務調査及び予算・決算審査による上記政策サイクルの視点から、議員任期における一定の期間（２年、４年）ごとに評価を行い、予算決算委員会各分科会での活動が議会基本条例の理念に沿った適切なものとなっているのか、市民の住民福祉の向上に資するものとなっているか確認を行っていく。
- ・ 評価に当たり様々な視点から課題認識について意見交換を行うことで、新たな気づきを得て、更なる議会機能の強化・バージョンアップにつなげていく。

会津若松市議会の議会活動（分科会における議会評価の範囲）



対象期間（令和5年8月～令和7年4月）

視点	項目	評価するポイント	評価の目安 (本市議会において求められる水準)	関係条文 (議会基本条例)	評価に当たり参照したツール (例)
視点2 政策サイクル	①住民との対話	住民意見を十分に聴取り、理解したか。	・地区別市民との意見交換会における各分科会に対する報告が分科会内において確認・共有されている。 ・分野別意見交換会が必要に応じ開催され、その結果について分科会で十分な総括が行われている。 ・議会モニターからの意見に対し、分科会内で整理が行われている。	第2条（議会の活動原則）(1)、(2)、(5) 第5条（市民と議会との関係）第5項から第7項まで	・市民との意見交換会結果報告 ・分野別意見交換会報告書 ・議会モニターからの意見 ・論点抽出表（3の①、②）
		住民の意見を政策研究や審査に活かしたか。	・政策研究における問題発見の手段として、地区別市民との意見交換会での意見聴取や分野別意見交換会が活用されている。 ・抽出論点表の作成過程において聴取した市民意見が活用されている。		
		住民の意見を起点とし、課題を発見することができたか。	・分科会の所管分野に対する市民視点からの課題が発見され・共有されている。 ・聴取した市民意見について、抽出論点における分科会の問題認識として整理することができている。		
		政策研究の目的に沿った所管事務調査の課題設定が行えたか。	・分科会において、審査結果や市民意見に基づく問題認識に沿った具体的検討テーマが設定されている。 ・前期からテーマを引き継ぐ場合においても、今期において特に検討すべき課題が明確化されている。		
	②政策研究	専門機関や先進事例による知見を十分に活用したか。	・専門機関等とのセミナーや分野別意見交換会で得た知見が審査や以降の調査研究に十分活用されている。 ・具体的な目標・目的を持って先進自治体等の行政調査を行い、その成果が審査や以降の調査研究に活用できている。	第5条（市民と議会との関係）第3項 第14条（議会による研修）	・政策研究における最終報告書（中間総括） ・行政調査報告書 ・政策研究セミナー報告書
		政策研究の結果は政策立案に資するものであったか。	・政策研究結果について、分科会として政策立案に向けたとりまとめが進められている。 ・具体的な政策立案まで至らない場合でも、政策研究により課題が具体化・明確化され、政策立案に向けた道筋や目標が共通認識となっている。		
	③議員間討議	政策研究において、委員間での活発な意見交換が行われたか。	・委員間で活発な意見交換が行われ、政策研究に対する分科会としての考え方が共有されている。 ・各委員が政策研究に積極的に参加し、各委員の意見が政策研究の方針や進め方に反映されている。		
		議案等の審査に当たり、適時適切な委員間討議が行われたか。	・議題に合った内容で委員間討議が提案・実施され、その内容も過大・過少にならず、議題に沿った適切なものになっている。 ・議員間討議の目的を各委員が理解し、発言が議題外にわたることなく実施されている。	第3条（議員の活動原則）(1) 第12条（議員間の討議による合意形成）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（5～7） ・政策研究における最終報告書（中間総括）
		委員間討議の結果として、合意形成や論点の明確化が進められたか。	・委員間討議の結果が共通認識又は合意点として明確化され、委員長報告において第三者が理解できる内容に整理されている。 ・少数意見にも耳を傾け、適切な説明責任・議決責任を果たすための合意形成が図られている。		

対象期間（令和5年8月～令和7年4月）

視点	項目	評価するポイント	評価の目安 (本市議会において求められる水準)	関係条文 (議会基本条例)	評価に当たり参照したツール (例)
視点2 政策サイクル	④政策立案・提 言、議案審査	政策研究の成果が審査に活かされていたか。	・政策研究において発見された課題や視点等が、審査における質疑や抽出論点の作成などに活用されている。	第2条（議会の活動原則）(3)、(4) 第11条（政策立案、政策提案及び政策提言） 第13条（常任委員会）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（全体） ・要望的意見等の結果 ・政策研究における最終報告書 （中間総括）
		審査において、執行機関に対する監視機能が実現していたか。	・審査において、これまでの経過や背景、本会議での総括質疑等の結果などを意識した質疑が行われている。 ・質疑により、執行機関側の提案に対する疑問点や問題点を明らかにし、必要に応じて要望的意見や決議等を提出することができている。 ・審査において課題・問題として明らかとなった事項が委員長報告に整理されている。		
		分科会として、政策研究や審査を踏まえた政策提言が醸成されたか。	・政策研究と議案等の審査が連動し、執行機関側とは異なる視点で政策提言が作成できている。 ・政策提言までに至らない分野でも、政策研究と審査の連動により課題が具体化され、政策提言に向けた考え方が共有認識となっている。		
	⑤総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動	総合計画を意識した政策研究や審査が行えたか。	・具体的検討テーマに関係する政策研究分野が市総合計画にどう位置付けられ、どの程度進捗しているのかを理解した上で政策研究が進められている。 ・抽出論点に限らず、審査する案件について市総合計画での位置付けが理解・共有された上で審査が行われている。	第8条の2（議決すべき事件） 第9条（市長等との関係の基本原則）(1)、(4) 第10条（監視及び評価）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（3の②）
		行政評価等に基づく政策評価を審査に活用できたか。	・審査において、行政評価結果の内容を踏まえた質疑が行われている。 ・個別計画等の内容や各計画どうしの関連性について各委員が理解しており、既に計画等に記載されている内容の質疑に終始することがない。		
視点5 振り返りと学び	①振り返りの取り組み方	予算・決算の連動を意識した審査を行ったか。	・予算・決算審査で明らかとなった課題が共有され、以降の予算・決算審査の際のポイントや論点として活用されている。	第22条（継続的な検討）	・予算決算審査委員長報告 ・前期議会における申し送り事項 ・政策研究における最終報告書 （中間総括） ・論点抽出表（5～7）
		政策研究の振り返りを適宜行ったか。	・政策研究の節目ごとに振り返りが行われ、まとめられた課題やポイントとなる内容が共有されている。		
		予算・決算審査ごとの振り返りを行ったか。	・予算・決算審査の終了後に分科会での審査や委員長報告の内容等の振り返りを行っている。 ・審査終了後に論点抽出表に委員間討論の論点・合意点等が記載され、次回以降の審査時に参考として活用できるようになっている。		
	②振り返り結果の活用	振り返りを基に、政策研究の改善に向けた課題を発見・明確化したか。	・前期議会からの申し送り事項を踏まえ、今期の政策研究における考え方や課題が整理されている。 ・今期の政策研究について適宜振り返りを行い、重要と思われる事項や課題、考え方が分かりやすく整理されている。		
		振り返りを基に、予算・決算審査の改善に向けた課題を発見・明確化したか。	・論点抽出表の作成に当たって、これまでの予算・決算審査の結果や過去の委員長報告などの振り返り結果が反映されている。		
		各種課題・改善点に対し、次期に活用できる申し送り事項を作成したか。	・政策研究の報告書において、具体的な成果と課題が報告され、各分野ごとに課題に対する申し送り事項が整理されている。		